役員等の報酬規程

（目的）
第１条　この規定は、社会福祉法人　桂香福祉会定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。
（報酬）
第２条　前条の役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し，支給することができる。但し、認定　けいこうこども園に勤務する役員には支給しない。

区　　分	人　数	出席１回につき（最高限度額）
理　事	４人	5,000 円以内
監　事	２人	5,000 円以内
評議員	７人	5,000 円以内

（費用弁償）
第３条　役員等が、法人の業務のため旅行した時は、費用弁償として旅費を支給することができる。
２　旅費の費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、認定　けいこうこども園の旅費規定に準じて現金にて支給する。ただし、日当は１日 5,000 円、宿泊料は１泊につき 16,000 円を限度とする。

この規定は、平成２９年３月１日以降に支給される報酬等金額より適用する。